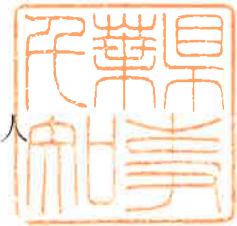


様式3 - (1)

疾病第739号
令和3年7月9日

各指定医療機関開設者様

千葉県知事 熊谷 俊人



難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定
による指定医療機関の指定について

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する医療機関として、下記のとおり指定します。
なお、この指定に当たっては、下記の条件を付して承認されたものとします。

記

- 1 名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第41条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定により、有効期間内に指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程により特定医療の適正な実施に努めること。

指定医療機関名称	わごころケアセンター
所在地	我孫子市柴崎台2-7-30-205
指定日	令和3年5月1日
指定医療機関有効期間	令和3年5月1日から令和9年4月30日まで

※指定医療機関は、指定から6年ごとに更新申請が必要となります。